

情報化・個性化に対応する情報教育のあり方

部会名 情報教育

1 はじめに

情報教育部会では、今年度新しいコンピュータ機器が導入されたことをうけ、校内ネットワーク及びインターネット利用規程について協議を行った。

2 利用規程の概要

(1) 目的

この規程は、校内ネットワーク及びインターネットの運用・管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 方針

校内ネットワークおよびインターネットの利用により、高度情報通信化社会に向けた生徒の情報選択能力や、自ら情報を発信する能力の育成を図り、学校の"今"の紹介、"過去"の蓄積、教材としての利用、研究内容の蓄積、国際交流等を図る。

(3) ネットワーク全般における注意事項

ネットワークの利用においては、次のことに注意して利用すること。

職員の機器の利用については、県の利用規定に準拠する。生徒の教室およびフリースペースに設置されている機器の利用については、時間帯・正規の使用法を守ること。

トラブルが起きたときは、速やかに担当教師に連絡を取ること。

アカウント(ユーザーID)・パスワードは、管理に注意すること。

不正なサーバアクセス(ハッキング)、勝手なファイル削除・破壊(クラック)行為など、ネットワークの運用を阻害する行為を禁止する。

プライバシーを守るために、住所、電話番号などの個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、読み取りパスワードの設定などを適宜行い、慎重に取り扱うこと。

(4) インターネットの利用

本校職員は、次に掲げる事項を主なねらいとしてインターネットを利用すること。

情報の受発信

学校のホームページ作成による情報発信、各教科や特別活動等での学習、電子メールの利用、各学校の研究の取り組み等

情報検索と収集

ホームページ、電子メール、データベース等を利用した教育情報の検索・収集及びそれらを利用した教材作成等

交流学习

国内及び海外の学校等との交流学习

その他にも、フィルタリングによる規制、情報の利用、電子メールの利用、生徒への指導について話し合われた。

来年度から、インターネットへの接続方法も変更になり、各校での利用に対する管理が、ますます求められることになる。

今後も本部会では、教職員および生徒の利用規程について話し合い、市内の中学校で正しく情報機器が使用されるような規程のたたき台を作成したいとかがえている。そして、それを各校の事情に応じた形で追加・変更などをし、利用してもらいたいと考えている。